

証券化の税務～証券化スキームにおける中間法人の利用

近年、金銭債権や不動産等の証券化は顕著に増加しており、金融マーケットにおいて利用される証券化スキームにもさまざまな形態がみられるようになってきました。本稿では、このうち、倒産隔離を実現するための流動化ビークルの持分保有会社として、最近特に注目を浴びている中間法人を利用した証券化スキームをご紹介します。本稿でご紹介する中間法人を利用した証券化スキームその他最新の証券化スキームに関する税務の詳細につきましては、「基礎解説 証券化の税務」(第2版)(中央経済社刊)をご参照ください。

1. 中間法人とは

中間法人とは、「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配すること目的としない社団であって、中間法人法により設立されたもの」と定義されます(中間法人法第2条第1項)。

2. 証券化スキームにおける中間法人の役割

一般に資産流動化においては、流動化ビークルにより発行される証券等が資産の信用力のみに依拠したものとなるように、譲渡人の倒産による流動化資産への影響が遮断されていることのほかに、流動化ビークルの役員・債権者等の申立てにより、流動化ビークル自身が倒産する可能性が遮断されていること等の倒産隔離が要求されます。

この倒産隔離を実現するために、日本における証券化・流動化取引においては、資産を譲り受ける流動化ビークルの持分は、ケイマン諸島等のタックス・ヘイブんに設立されたSPCがその持分を保有し、そのケイマンSPCの議決権は慈善信託が保有する、というスキームが従来から採用されていました。

しかしながら、流動化ビークルの持分保有会社として、有限責任中間法人を利用したスキームにおいても、中間法人の議決権者である社員の地位に、オリジネーターの影響から隔離された独立の弁護士や公認会計士等を置くことにより、流動化ビークルの倒産隔離性が確保されると考えられています。設立に係るコスト面や日本語での対応が可能であること等から、資産流動化における特定目的会社等の流動化ビークルの持分保有会社として、中間法人が用いられるケースが増えてきています。

中間法人には、社員が法人の債権者に対して責任を負わない「有限責任中間法人」と、社員が法人の債権者に対して責任を負う「無限責任中間法人」の2種類がありますが、証券化においては、このうち、有限責任中間法人が利用されています。

3. 中間法人の税務上の取扱い

中間法人は、法人税法上、普通法人に該当するものとされますので、公益法人や人格のない社団のように、課税所得の範囲は収益事業から生じた所得のみに限定されておらず、すべての所得が法人税の課税対象となります(法人税基本通達1-1-8)。

中間法人は消費税法上、消費税法別表三に掲げる法人とみなすこととされています(中間法人法第156条)。

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村